

補助金調書

補助金名	福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金			担当課 (連絡先)	保健医療局生活衛生部生活衛生課(TEL:711-4273)	
交付先	個人	犬猫の飼い主		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		7月～11月(時期は年により変動する)		
(公募の場合) 応募要件	「福岡市内に居住している20歳以上の個人」、「福岡市内で飼育している犬猫に福岡市内の動物病院でマイクロチップ装着を実施し、その装着費用を支払った者」、「犬の場合は登録し、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせている者」全てを満たす者					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	令和元	年度	経過年数	5	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行うことを目的とする。					
補助金の終期	令和5	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 マイクロチップ装着を実施した補助対象動物1頭につき、1,500円とする。ただし、支払った装着費用の額が1,500円を下回る場合は当該支払った額とする。予算に定める範囲内で交付する。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	150 千円	91 千円	42 千円	26 件	28 件	61 件
前年度補助事業の主な実施概要	犬及び猫のマイクロチップ装着を61件(犬24件、猫37件)実施した。					
補助金交付による効果	行方不明の犬猫をなくすための所有者明示については、動物の愛護及び管理に関する法律及び福岡市動物の愛護及び管理に関する条例において努力義務となっているため、本補助事業を行うことで、その重要性についての広範な周知に貢献している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。